

陳情第8号

難病者への見舞金申請及び各種障がい者給付金制度の見直し改正についての陳情書

(趣旨)

1 難病者への御見舞金配布に係る申請者の手続きにかかる費用を経費と見なして、2万5千円を支給して頂くこと。

2 平成29年1月1日より改正した各障がい者への給付金支給を64才までの障がい者は現行の給付金制度の支給を維持(生活保護世帯を含む)各支援サービス施設利用者は給付から移行。障がい者は、障害の等級にて区分わけすべきであって、年金等で区分けしてはならない。障がい者本人は、給付金のおかげで、ケガをしない為、スベリ防止の靴の購入やヒザ等のサポーターとあらゆる手立てを講じて、ケガ等防止による被害、費用の拡大防止に努めていることを御存じでしょうか。施設サービスを利用して頂けるのは感謝申し上げます。でも、現行の給付金を廃止してそのお金を施設に回してまでも造るものでしょうか。支援とは、苦境にある人団体に「力」を添え助ける事又障がい者支援とは、障がい者の日常生活を総合的に支援するための法律です。新型コロナウイルス感染症流行の中にあっても中には、ヤングケアラーの存在も注目されております。流山市の福祉政策とは障害者支援改正案は本当に障がい者に寄り添った上で、総合的に勘案された施策(試作の同音類義語)。主観的でなく「客観的」に適切に協議の上「精査」判断した上で強く希求いたします。

(項目)

- 1 難病者に対する見舞金の申請にかかった費用は申請者の負担を求めず経費として対応していただくこと。見舞金2万5千円は全額保障すること。
- 2 障がい者の給付金制度は65才未満の方々は平成28年と同様現金給付とする。
- 3 生活保護世帯は、絶対に除外することのない様。
- 4 65才以上の障がい者へは、給付金支給から施設利用へと移行する施策が肝要とする。

令和3年6月7日

陳情者



流山市議会議長 森 亮二 様